

新旧対照表

(別紙7)

【輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第247号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理事務</p> <p>1 輸入(納税)申告書等(輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。)及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認(引取申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告をいう。以下同じ。)が行われた場合にあっては、特例輸入者(同条第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。)又は特例委託輸入者(同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。)であるか、保全担保(同法第7条の8第1項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。)の要否(担保の提供を命じられた者であるか)及び提供の有無を確認(保全担保の要否及び提供の有無は収納課(収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。)に確認する。)の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p>	<p>第1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理事務</p> <p>1 輸入(納税)申告書等(輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。)及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認(引取申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告をいう。以下同じ。)が行われた場合にあっては、特例輸入者(同条第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。)又は特例委託輸入者(同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。)であるか、保全担保(同法第7条の8第1項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。)の要否(担保の提供を命じられた者であるか)及び提供の有無を確認(保全担保の要否及び提供の有無は収納課(収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。)に確認する。)の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、統括監視官(検査担当の統括監視官。以下同じ。)が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官(下記第2の1に規定する貨物確認の対象</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通常審査扱い、重点審査扱い又は簡易審査扱いの決定</p> <p>— 貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うための輸入申告に係る貨物の確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</p> <p>— 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>— 特恵対象物品の限度額等を管理するための品名、申告価格、申告数量等の確認（引取申告の場合を除く。）</p> <p>— 各審査担当者への申告書の配付（原則として受理の都度行うものとする。）</p> <p>2 （省略）</p> <p>（省略）</p> <p>第2 （省略）</p> <p>第3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び貨物確認（監視部（署所にあっては検査担当部門）による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （省略）</p>	<p><u>貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなる ので留意する。</u></p> <p>（同左）</p> <p>— <u>監視部（署所にあっては検査担当部門。以下同じ。）による検査の要否の決定及び監視部への通報</u></p> <p>— （同左）</p> <p>— （同左）</p> <p>— （同左）</p> <p>— （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>（同左）</p> <p>第2 （同左）</p> <p>第3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び貨物確認（監視部による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （同左）</p>